



町制施行55周年  
復興を誓って、前へ。  
がんばろう 七ヶ浜!!



# しちがはま



主な内容	
特集	
「公共交通需要調査」を実施しました	2
町内の話題 ズームアップ	8
第28回町民綱引き大会を開催 ほか	
シリーズ	
取り戻そう 元気なところとからだ	10
ふれ愛くらぶ	12
復興だより No.16	14
災害復興情報	16
暮らしアラカルト	18
大木困員塚桜紀行 2014 ほか	28

### 造成工事が間もなく終了します

松ヶ浜西原地区、菖蒲田浜中田地区、吉田浜台地区における高台住宅団地の造成工事が間もなく終了します。上写真は松ヶ浜西原地区の造成工事の風景です。

2014 **3** | vol.509  
広報しちがはま

七ヶ浜町ウェブサイト  
<http://www.shichigahama.com>  
★電子メールでのお問い合わせはこちらから！

どうなる？ 町の公共交通

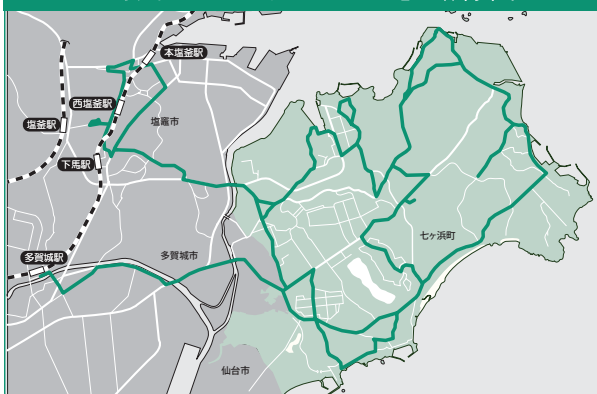
## 「公共交通需要調査」を 実施しました

当町には現在、七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」、多賀城東部線「ユーアイバス」、汐見台団地線の3種類(左図参照)の公共交通が存在します。この公共交通は、通勤・通学、通院、買い物など幅広い用途で、住民の皆様の足として日々運行しています。

町では、昨年6月から8月にかけて、現在の公共交通がどのように利用されているかを把握し、これからの公共交通のあり方を考えるため、「公共交通需要調査」を実施しました。

今月号では、現在の公共交通の運行状況と、調査の結果と課題について抜粋してお知らせします。七ヶ浜町の公共交通について、これを機会に一緒に考えてみませんか。

町民バス「ぐるりんこ」路線図



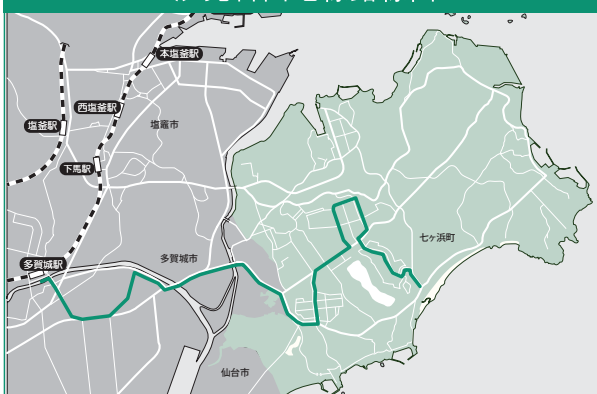
七ヶ浜町内からJ R仙石線本塩釜駅及びJ R仙石線多賀城駅までの区間を七ヶ浜町で運行

多賀城東部線「ユーアイバス」路線図



汐見台中央からJ R東北本線国府多賀城駅の区間を、七ヶ浜町と多賀城市が共同で運行

汐見台団地線路線図



菖蒲田から汐見台団地を經由しJ R仙石線多賀城駅までの区間をミヤコーバスが運行



調査方法

本調査は、郵送で行う調査と町民バス「ぐるりんこ」(以下「ぐるりんこ」)を利用しての方を対象とした乗り込み調査の2つの方法で行いました。

【郵送による調査】

この調査は、東日本大震災後の公共交通に関する諸問題の解決及び公共交通の効果的・効率的な運用を実現するため、公共交通に対する各種需要を把握し、地域公共交通の活性化と福祉の向上などを図ることを目的として実施しました。

町内に住所のある6400世帯から無作為に抽出した2000世帯に調査用紙を送付し、高校生以上の最大3名までの方に調査を依頼しました。

その結果、全体の29・4%にあたる787世帯(1760票)の回答がありました。

【乗り込みによる調査】

この調査では、「ぐるりんこ」利用者の現状を把握するため、実際に「ぐるりんこ」車内に乗り込み、始発から終発までのバス全便において最終目的地や利用の頻度などについて乗客に直接伺いました。

調査は平日2日、休日2日の合計4日間実施し、791票の回答がありました。



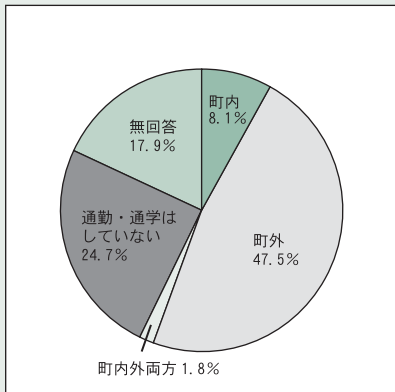
調査① 目的別外出先調査

通勤・通学、通院、買い物の目的別に外出先(町内、町外)の調査を行いました。この調査で以下のとおりの結果が得られました。

通勤・通学での外出状況

通勤・通学をしていると回答している方は1,009人(57.3%)となっており、そのほとんど(全体の47.5%)が町外に向かっています。

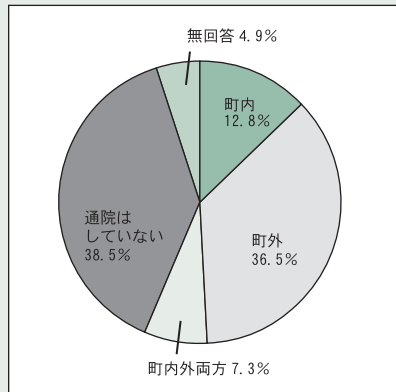
町内の主たる事業所は限られていることと、町内には高校や大学が1つもないことから、ほとんどの方が町外へ通勤・通学をしているものと考えられます。



通院での外出状況

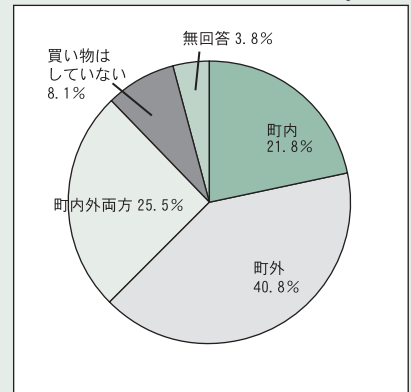
通院していると回答した方は998人(56.7%)となっており、その内半分以上(全体の36.5%)が町外に通院しています。

その要因としては、町内には診療所のみが存在し、限られた診療科目しか受診ができないため、町外にある総合病院へ通院する方が多くなっているものと思われる。



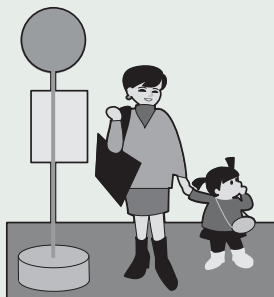
買い物での外出状況

買い物をしていると回答している方は1,549人(88.0%)となっており、そのおよそ半分(全体の40.8%)が町外に向かっています。町内で買い物ができる場所は汐見台などの一部に限られているため、町外にある商業施設を利用している方が多いのではないかと考えられます。

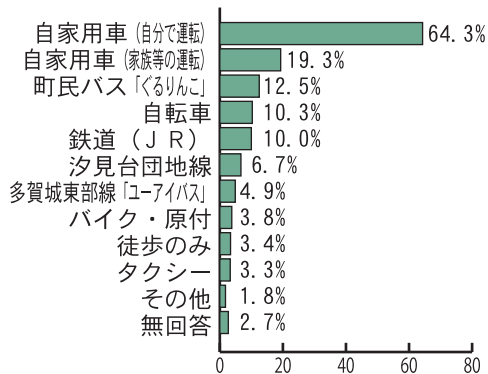


## 調査② 目的別外出手段調査

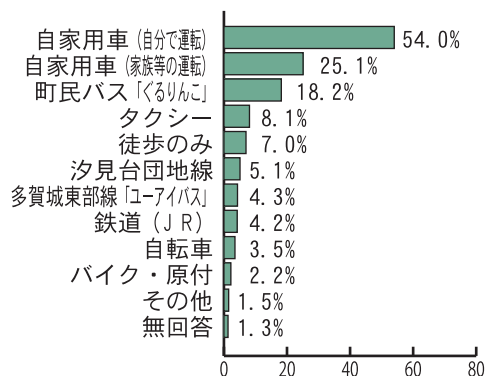
調査①から通勤・通学、通院、買い物において、町外へ出かける方が多い結果となりました。調査②ではその移動手段について伺ったところ、いずれの場合も自家用車の利用が半数以上を占めていました。



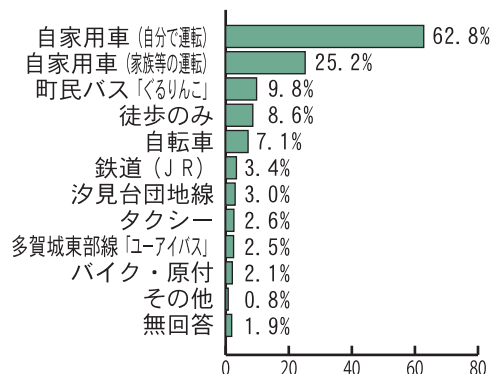
### 【通勤・通学の交通手段】



### 【通院の交通手段】

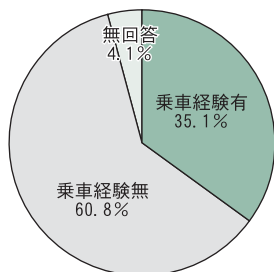


### 【買い物の交通手段】

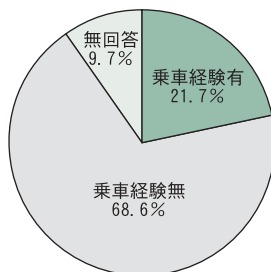


また、バスを利用したことがあると回答した人はいずれも2～3割台にとどまっており、利用率の低さが課題としてあげられます。バスを利用しない理由として多くあげられているのは、「乗りたい時間にバスが運行していない」、「路線図、時刻表がわかりづらい」、「行きたい場所への路線がない」などとなっています。

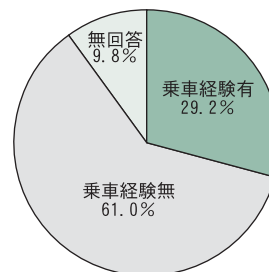
### 【町民バス「ぐるりんこ」の利用の有無】



### 【ユーアイバスの利用の有無】



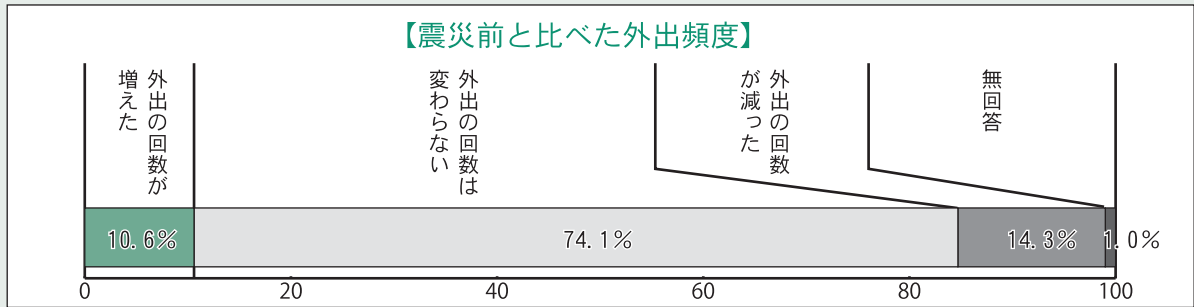
### 【汐見台団地線の利用の有無】





### 調査③ 震災前との外出機会の変化

東日本大震災前と比べて外出する機会が増えた方は10.6%にとどまっており、7割以上の方は外出する頻度は変わらないと回答していました。また、外出の頻度が減った方も14.3%にとどまっており、震災前と後では特に大きな変化は見られませんでした。

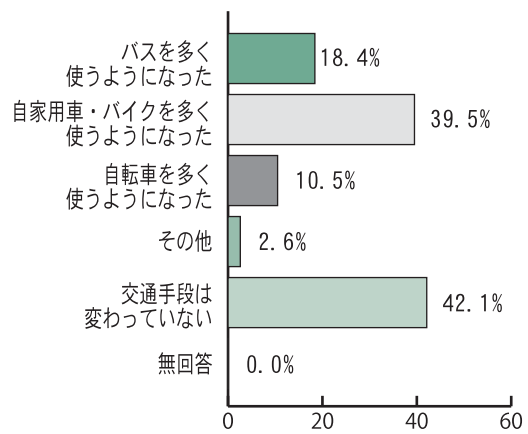


### 調査④ 震災前との交通手段の変化

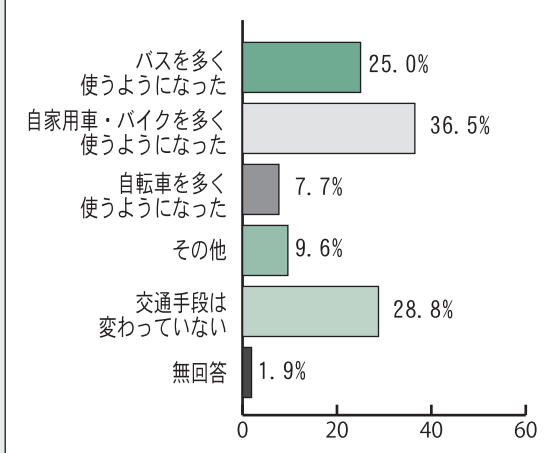
東日本大震災で被災され応急仮設住宅やみなし仮設住宅に住んでいる方で、震災後の交通手段が変わったと回答した方は通勤・通学では68.4%、通院では69.2%、買い物では63.1%います。いずれも、自家用車・バイクの利用が増えたとの回答が最も多く、公共交通を利用するようになったと回答する方も約2割いました。



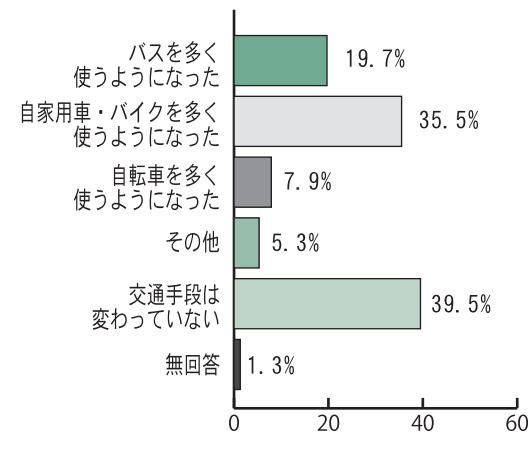
#### 【通勤・通学時の交通手段】



#### 【通院時の交通手段】



#### 【買い物時の交通手段】



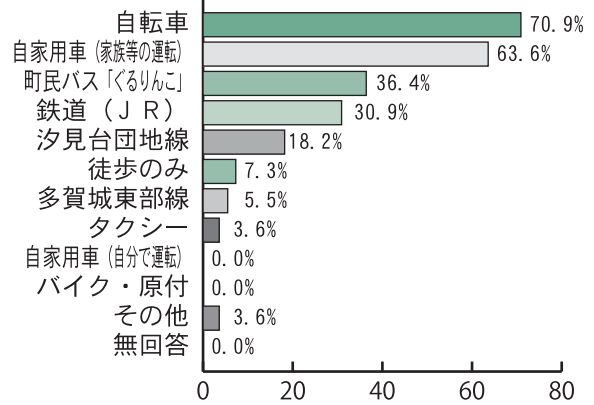
## 調査⑤ 高校生・高齢者の移動手段

高校生の通学手段は、自転車、家族による送迎に次いで、バスを利用するという回答が多くなっています。高校生にとってバスは通学の大事な足となっていることがわかりました。

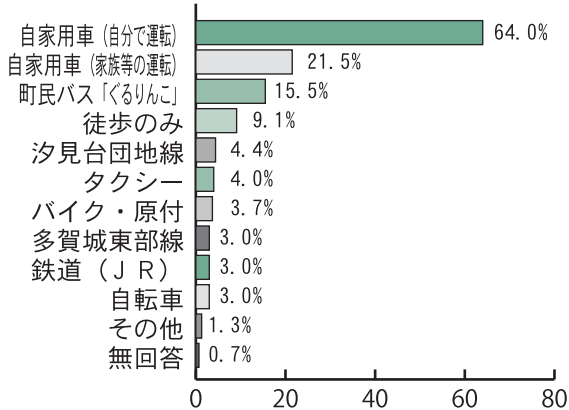
また、60代以上の高齢者の通院手段を見ると、自家用車を自分で運転して通院する方が60代では64.0%ですが、70才以上では31.9%と減少します。特に70才以上では、公共交通やタクシーを利用する傾向がうかがえます。



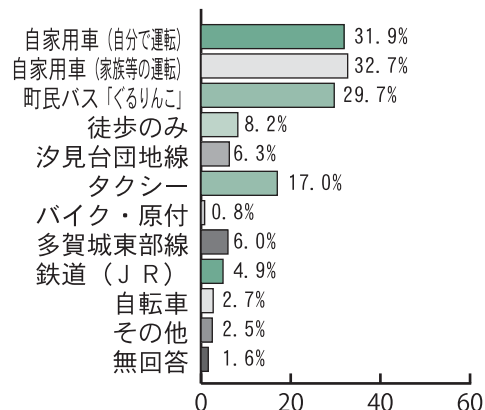
### 【高校生の通学手段】



### 【60代の通院手段】

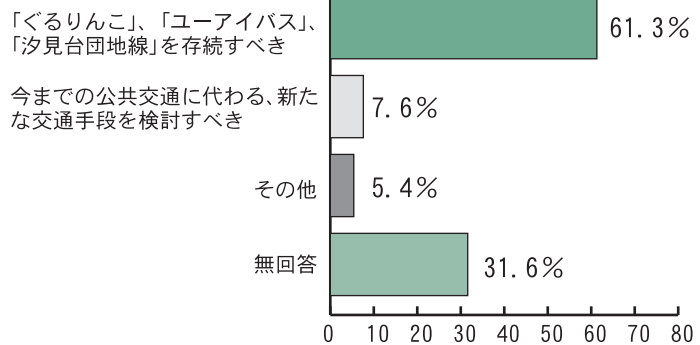


### 【70才以上の通院手段】



## 調査⑥ 今後の公共交通のあり方について

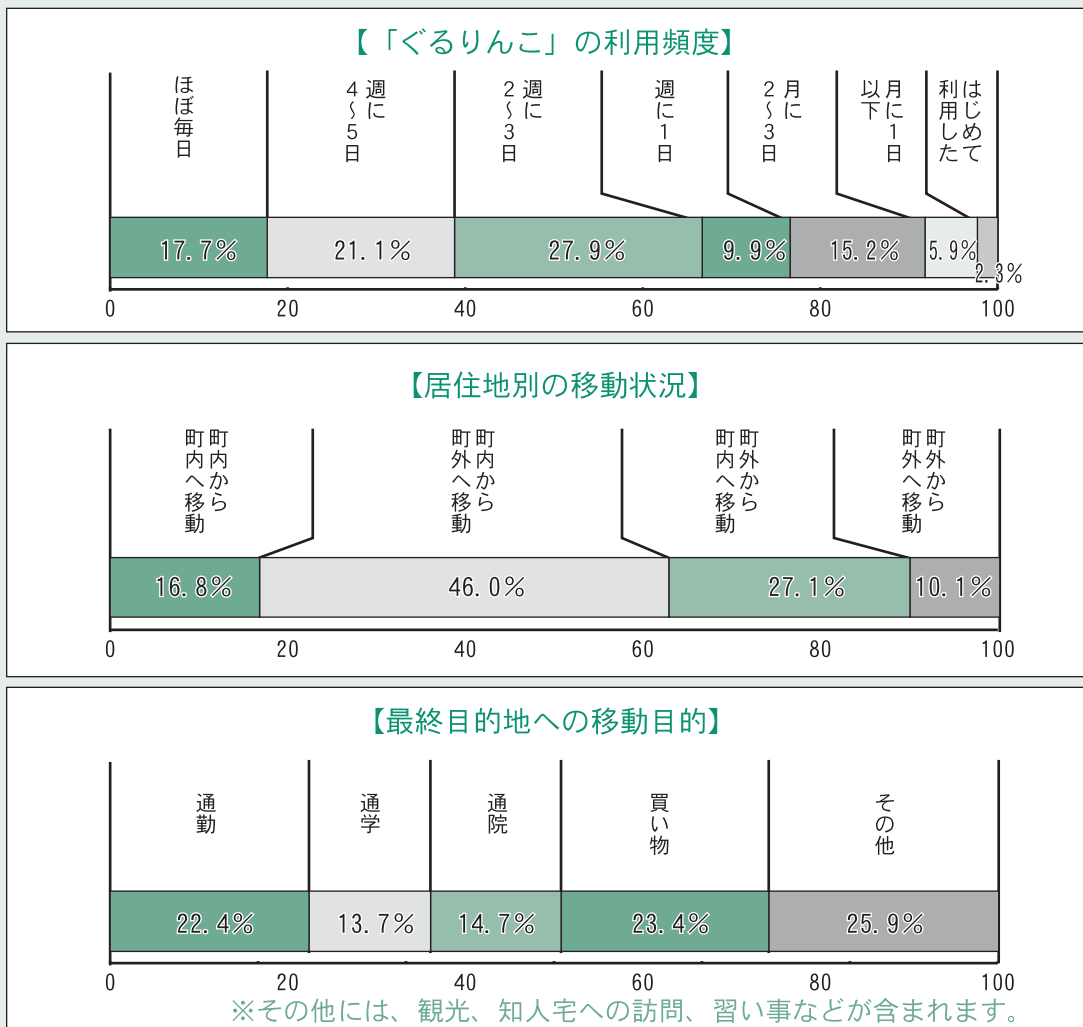
今後の町の交通手段としてどうあるべきかについては、「ぐるりんこ」、「ユーアイバス」、「汐見台団地線」3路線の存続希望と回答した方が61.3%と最も多くなっています。また、今の公共交通に代わる新たな交通手段の検討を希望する回答も7.6%ありました。



### 調査⑦ 「ぐるりんこ」への乗り込み調査

「ぐるりんこ」は朝・夕方の通勤・通学時間帯と日中の町内公共施設や町外医療機関へのルート設定など、福祉的観点や町内活性化などを考慮し運行しています。

この調査では、「ぐるりんこ」へ乗り込み、利用頻度や目的、必要性など直接利用者の方へ聞き込みを行いました。



### 調査結果

今回の調査結果によると、自家用車への依存度が高い中、全体の約3割の方が公共交通を利用していることが分かりました。大きな目的としては、通勤・通学、通院、買い物があり、今後も公共交通を必要とする声も多く寄せられました。

また、一方では「利用したいが、時間が合わない」など利用したくてもできない方もいることが分かりました。さらには、現在、造成工事が行われている高台住宅団地や災害公営住宅の工事終了後におけるバス路線の見直しなども今後の課題となります。

町としては、調査結果を踏まえ、今後もサービス向上、利用拡大に努め、利用者の皆様が快適にご利用いただけるよう考えてまいりますので、ぜひ公共交通の積極的利用をお願いいたします。

お問い合わせは、政策課まちづくり推進係まで ☎357-2117



zoom-up 1

第28回  
町民綱引き大会を開催

1月19日、アクアリーナで第28回町民綱引き大会が行われ、寒さを吹き飛ばし熱戦が繰り広げられました。

大会結果

■小学生男女混合

優勝 松ヶ浜  
準優勝 亦楽  
第3位 吉田浜

■中学生男女混合

優勝 吉田浜  
準優勝 亦楽  
第3位 花淵浜

■一般男女混合

優勝 吉田浜  
準優勝 松ヶ浜  
第3位 代ヶ崎浜



zoom-up 2

これからもお元気で！  
伊丹四郎さん100歳

11月28日に菅蒲田浜の伊丹四郎さんが100歳を迎え、1月9日、ご家族が百寿を祝いました。また、その日、渡邊町長も自宅を訪問し、長寿祝い金を手渡ししました。●伊丹さんは、震災で被災し、現在、応急仮設住宅での生活を余儀なくされていますが、毎日元気に家族仲良く生活しているそうです。●伊丹さんに元氣と長寿の秘訣をお伺いしたところ「昔から体を動かすことが好きで鍛えてきました」と話していました。渡邊町長は「おめでとうございませう。寒い季節ですが、これからもお体に気をつけて、元氣に長生きしてください」と伊丹さんの長寿を祝いました。





Zoom-up 3

### 第二柏幼稚園へ 鼓笛隊セットを交付

1月29日、第二柏幼稚園で幼年消防用鼓笛隊セットの交付式が行われました。●これは、第二柏幼稚園が幼年消防クラブとして日頃の活動が評価され交付されるもので、塩釜地区消防事務組合消防本部が宝くじの助成金で実施しました。●当日は、並木明消防本部長が園児の代表3人に小太鼓やピアノなどの楽器並びに衣装が手渡されました。園児からは「消防署の皆さん素敵な楽器をありがとうございます。大切にさせていただきます」とお礼の言葉が述べられました。



Zoom-up 4

### 懐かしい日本のお正月 文化を楽しみました

昔懐かしいお正月の遊びや文化が体験できる「あそぶさごいん!七ヶ浜deお正月」が1月26日に七ヶ浜国際村で行われ、多くの家族連れなどで賑わいました。●当日は、昔ながらの遊びの体験やつきたてのお餅や焼きいもが無料で振舞われ、訪れた来館者を楽しませていました。●最後に吉田浜獅子舞保存会による獅子舞が披露されると、二頭の獅子の迫力に大きな歓声が上がりました。●また、台風30号により甚大な被害に見舞われた、フィリピンへの募金も行い、集まった募金はフィリピン大使館を通じて寄付させていただきます。皆様のあたたかいご協力ありがとうございます。



Zoom-up 5

### 山形県朝日町の特産品開発 「仙台圏」展示試食発表会 表会を開催

1月22日、友好の町山形県朝日町による特産品展示試食発表会が中央公民館で行われました。●これは、朝日町の特産品開発及び販路開拓などを目的に仙台圏として当町での開催が実現しました。●当日は、町商工会や漁協、北仙台商店会関係者など約30名が参加し、9つの企業から出品された精肉や食肉加工品、煮物、漬物、デザートなどの新特産品の商品説明を受け、試食し、熱心に採点する姿がうかがえました。●この発表会は首都圏（東京都）でも開催が予定されており、山形県朝日町の新たな特産品の誕生が期待されています。



Zoom-up 6

### 神戸震災復興 フリーライブに出演

阪神・淡路大震災から19年目の1月17日、甚大な被害を受けた神戸市長田区の西神戸センター街で開催された神戸震災復興フリーライブ「ONE HEART」にミュージカルグループ「Na5931」が出演しました。この催しは、阪神・淡路大震災の被災者、震災遺児たちに強く生きる勇気を発信することを目的としており、同じ被災地として、手を取り合い復興に向かい力強く、笑顔で歩んでいこう!という想いを届けてきました。神戸の被災者の方々からは、「元気をもらった!一緒に頑張ろう!」などの感想をいただき、祈りに包まれた神戸の街に、七ヶ浜の子ども達も笑顔と感動の火をともしました。



## 心と体の健康シリーズ パートII 取り戻そう 元気なところとからだ



～不眠に注意!!放っておかないで～

睡眠は私たちの体や心の健康を保つ上で、とても重要な役割を果たしています。睡眠が十分にとれなかったり、眠れない日が続くと私たちの体や心、日常生活に悪影響が及びます。

皆さんや皆さんの身近な人は、毎日心地よく眠れていますか？自分の体や心の健康について、後回しにしていませんか？

今回お届けするのは、睡眠や不眠に関する情報です。

### 睡眠はどうして必要なの？

睡眠により私たちの体と心は、休息することが出来ます。体を横たわせることで、身体の疲れを取ることは出来るのですが、起きている間、脳は働き続けています。ですから、眠ることにより、脳を休ませることが出来、精神的な疲れは癒されるのです。

また、私たちが、深い眠りにつくと、脳から「成長ホルモン」が分泌されます。このホルモンには、筋肉などの成長や修復、疲労回復に関わる働きがあります。ウイルスの撃退に効果のある免疫物質も睡眠中に脳から分泌されます。このように、睡眠は、私たちの心と体にとって、必要不可欠なものなのです。

### 『眠れない!』…これって不眠？

睡眠時間が短くなり、目が覚めた時に眠気やだるさが残っていたり、体や心に不調が現れる症状のことを不眠といいます。原因には、生活習慣が関係している場合と、体や心の病気がある場合があります。

### 《不眠の4つのタイプ》

- 入眠障害** …寝つきが悪く、寝床に入った後1時間位かかっても眠ることが出来ないもの。
- 中途覚醒** …夜中に何度も目が覚めてしまうもの。アルコールを飲むと一時的に眠気を誘いますが、睡眠はむしろ浅くなり、中途覚醒しやすくなります。
- 早期覚醒** …まだ夜も明けきらない早朝に目が覚めてしまい、そのまま眠れなくなってしまうもの。高齢者に多くみられますが、うつ病の際にも現れます。
- 熟眠障害** …睡眠時間を十分にとっても、朝起きた時にぐっすり眠ったと感じることが出来ないもの。

不眠が及ぼす影響

不眠の状態が長く続くと、私たちの生活や健康状態に次のような様々な悪い影響を及ぼします。

日常生活には…

- 日中の眠気やだるさ、イライラが増します。
- 仕事の能率が下がります。
- 事故や怪我の誘因となります。



体には…

- 生活習慣病（高血圧、糖尿病等）になりやすいです。
- 脳や心臓疾患を引き起こしやすくなります。
- 太りやすくなります。



心には…

- 不眠が続くとうつ病のリスクが高くなります。
- うつ病になると、ほとんどの人が不眠を伴います。
- 不眠状態が強いうつ病の人は、自殺の危険性が高いといわれています。

快適な睡眠のためのポイント

- 毎朝、決まった時間に起床し、規則正しい生活を送りましょう。
- 目覚めたら日光を浴び、体内時計を調節しましょう。
- 日中は、適度に体を動かしましょう。
- 就寝前は、リラックスすることを心がけましょう。
  - めるめのお湯で入浴、読書や音楽鑑賞、心地よい香り、軽いストレッチ等
- 就寝前のカフェイン摂取や飲酒、喫煙は控えましょう。
  - カフェインは寝つきを悪くし、睡眠を浅くします。タバコに含まれるニコチンは、交感神経系を刺激し睡眠を阻害します。
- 就寝前には照明を暗くしましょう。
  - 眠る前にテレビやパソコン等の強い光を見ると、眠気を誘うホルモン(メラトニン)が十分に分泌されず、寝つきが悪くなります。



《睡眠時間に関するプチ情報》

NHK 国民生活時間調査(2010年)によると、日本人の平均睡眠時間は7時間14分で、年々減少しています。男女とも、30～50歳代の仕事や子育てで忙しい世代の睡眠時間が短くなっています。性別にみると全般的に、女性の方が睡眠時間は短い傾向にあります。

日本人の平日の平均睡眠時間



3月は自殺対策強化月間です

皆さん、不眠の症状が続き、日常生活に支障を来すときは、放っておかずにかかりつけ医や専門機関等に相談しましょう。町では、専門医(精神科医)や保健師による相談を行っています。



自分のために、  
家族のために、  
あなたのことを  
気にかけている人のために、  
心と体をどうぞ大切にしてください。

お問い合わせは、  
健康増進課保健指導係まで  
☎357-7448



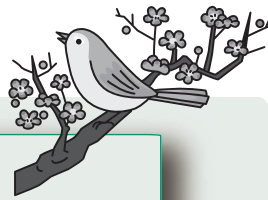
# ふれ愛 くらぶ



第65回

「食生活でゆたかな  
心を育てましょう！」

アチカルト



私たちの食習慣は、幼児期に基礎がつくられ、毎日の食事の繰り返しの  
中で形成されていきます。その食習慣の形成には、子どもの頃からのいろ  
いろな食に関する体験が、大きく影響するといわれています。また、食は私  
たちの体だけでなく、心の健康も育んでくれます。望ましい食習慣と健康  
でゆたかなころを身につけるために、家庭で様々な食体験ができるよう  
な配慮をしてあげてください。

## ☆ゆたかな心を育てる食のポイント

### ①食事は楽しい雰囲気でお楽しみましょう。

食事を楽しくおいしく食べるためには、家族と一緒に楽しい会話をし  
ながらの食事が効果的です。食卓を家族団らんの場にするすることで、心の  
発達や食事マナーが身につきます。

### ②食べ物の育ちを見る機会をつくりましょう。

食べ物は、野菜でも魚でも、土や水・空気(大気)・太陽の光と共に自  
然の中で息づきながら育ちます。その育ちを知ることは、食べ物に対す  
る感謝の気持ちの育ちにつながります。

### ③行事食をとりいれましょう。

日本には、「お正月」や「雛節句」・「端午の節句」や「お彼岸やお盆」・「お  
月見」などの四季折々の行事に伴う食があります。また、お誕生日等の特  
別な日の食もあります。特別な日の食を体験することで、季節や和食の  
よさを感じる心が育ちます。

## ☆3月の行事食・・・「桜もち(道明寺)」

### 〈材 料〉

道明寺粉……………70g  
あずきこしあん……………90g  
砂糖……………大さじ1/2  
桜の葉(塩漬材)……………6枚  
水……………110ml  
食 紅……………少々  
水……………小さじ1/3



### 〈つくりかた〉

- ①桜の葉は洗って、たっぷりの水に30分つけて塩抜きする。水気をふいておく。
- ②あんは6等分にして丸めておく。食紅は小さじ1/3の水で溶いておく。
- ③耐熱のボールに分量の道明寺粉・砂糖・水(110ml)を入れ、ぬらしたへらで混ぜ、食紅を少しずつ加える。(うすいピンク色になるように)ラップをして600Wのレンジで4分加熱し、そのまま10分蒸らし、ぬらしたへらでよく混ぜ、6等分する。
- ④手に水をつけて③を丸め、さらにだ円形にのばしてあんを包み、桜の葉でくるむ。

## 短 歌

有難う頭が下がる  
短歌の友に支えられ来て過ごしたり友よ  
中村さかき

※旧かな使用

友よりの和菓子「寒椿」まづ亡夫に供へ  
ていただくけふのお茶時  
鈴木 睦子

※旧かな使用

光集め闇夜に浮かぶ町並みに人心地つ  
く雪の降る道  
野中 由利

元旦の石に躓き計迷う

後藤九尼克

初夢や幼馴染の顔揃ふ

小玉 礼子

日脚伸ぶこと嬉しきかな年の功

八田 博子

## 俳 句

お子さんの写真やイラスト  
お待ちしております

「ふれ愛くらぶ」では、イラスト、クイズ、お子さんの写真など、お待ちしております！

持参、封書、ハガキ、FAX、メールで下記までお送りください。

【宛先】

広報しちがはま「ふれ愛くらぶ」  
七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1

☎357-2117(直通)

fax357-5744(役場代表)

✉kouhou@shichigahama.com



町の震災に関する復旧・復興に関する情報や今後の町の取組みなどを「復興だより」として皆さまに紹介していきます。

## 仙台土木事務所

### 『花瀧浜地区海岸(表浜)災害復旧事業説明会』を開催します

- 内 容 花瀧浜地区海岸(表浜)災害復旧事業について  
事業の目的、構造等の詳細など
- と き 平成26年3月19日(水)  
午後7時から(受付:午後6時半から)
- と ころ 七ヶ浜町中央公民館 2階 大会議室  
\*お問い合わせは、宮城県仙台土木事務所まで  
①河川砂防第二班 ☎022-297-4172  
②用地第一班 ☎022-297-4308

## 高台住宅団地及び災害公営住宅の造成工事の状況

復興まちづくり事業により、高台住宅団地や災害公営住宅などの造成工事を行っており、大型車両の通行などがあるため、ご注意いただくとともに、ご理解ご協力をお願いします。



# 復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

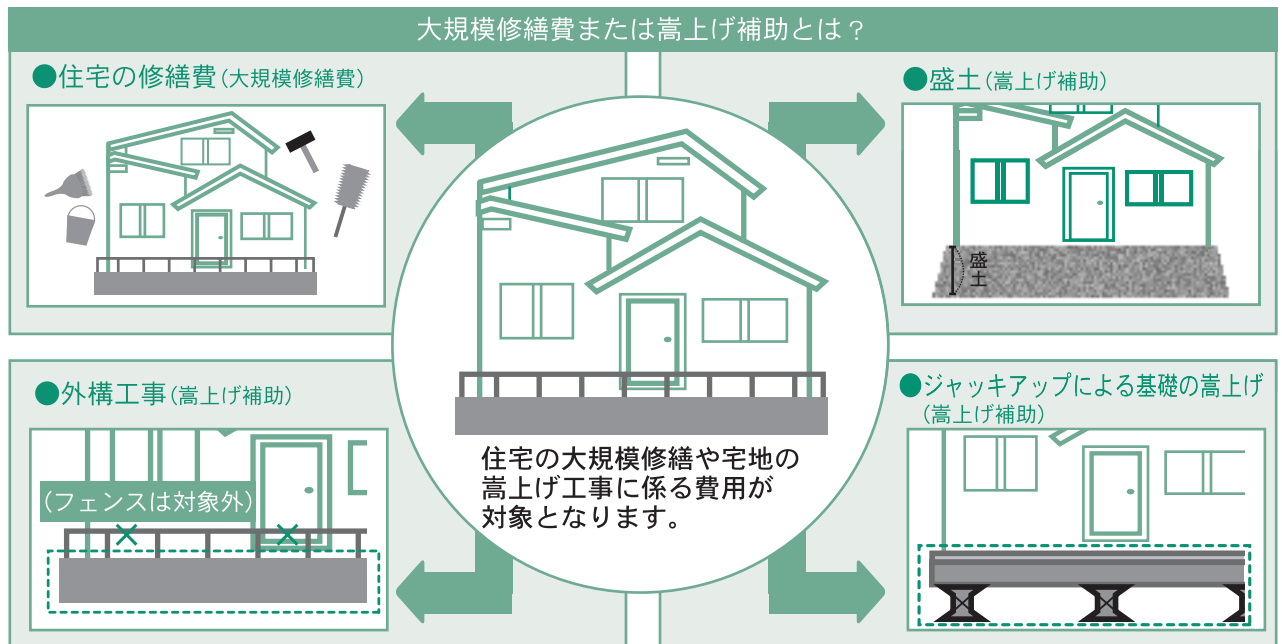
## 住宅復興に係る各種町独自支援制度の申請受付中です

町では、下記の支援制度を設けています。申請を希望する方は、事前に震災復興推進課までお問い合わせください。

支援制度	補助上限	補助の対象者	制度の内容
宅地、建物等の 嵩上げ補助	400万円	津波浸水区域で被災し、 災害危険区域を除く津波 浸水区域で再建される方	宅地の嵩上げ工事、土留め工事、外構 工事、ジャッキアップ工事等に要する 費用で、平成23年3月11日以降に行っ た工事が対象となり、400万円を上限 として工事費の1/2を補助します。
住居の移転費用 (引越し代等)の補助 ※1	78万円	津波浸水区域で被災し、 罹災判定が全壊・大規模 半壊・半壊(撤去)の方で、 町内に再建される方	78万円を上限として移転費用(引越し 代、転居通知に係る費用、従前地にある 庭石や物置の移転費用等)を助成
住宅ローン 利子補給補助	住宅・土地 500万円 住宅のみ 400万円	津波浸水区域で被災し、 罹災判定が全壊・大規模 半壊・半壊(撤去)の方で、 町が整備する高台 住宅団地以外の町内に 住まわれる方	住宅再建に伴い金融機関から借入れた 資金(住宅ローン)の利子相当額につい て、住宅及び土地を購入の場合500万 円、住宅のみ(土地借地など)の場合400 万円を上限として補助します。
大規模修繕費補助	利子補給 200万円 修繕補助 100万円	災害危険区域を除く、津波 浸水区域で被災された 住宅の罹災判定が全壊・ 大規模半壊・半壊で住宅 を修繕された方 ※2	修繕のために金融機関から借入れた資 金(住宅ローン)の利子相当額につい て、最大200万円を上限に補助します。 または、修繕に要した費用の2分の1の額 で最大100万円を上限に補助します。

※1 災害危険区域内の移転促進区域に指定された区域に居住されていた方は、国の支援(防災集団移転促進事業制度)による補助が適用となり、町内移転に限らず移転費用が補助されます。(大臣同意後の移転が対象)

※2 住宅建て替え等の改築費用及び賃貸住宅を除く



お問い合わせは、震災復興推進課まで ☎ 357-7439

## 東日本大震災による被災情報 (平成26年2月1日現在)

- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 60名
- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町外の方 11名
- 七ヶ浜町内で死亡が確認され、現在身元不明の方 2名
- 七ヶ浜町外で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 34名
- 計 107名
- 七ヶ浜町民の安否不明者 2名
- \*お問い合わせは、防災対策室まで ☎7437

## 応急仮設住宅等入居者情報

### ● 応急仮設住宅

(平成26年2月1日現在)

1. 第1スポーツ広場(146戸) 357名
2. 七ヶ浜中学校第2グラウンド(101戸) 239名
3. 生涯学習センター前(67戸) 146名
4. 湊浜旧町営住宅跡地(16戸) 47名

5. 松ヶ浜謡児童遊園(16戸) 30名
6. 社会福祉協議会事務所下(11戸) 24名

計 357戸

## 民間賃貸住宅の応急仮設住宅 扱い(宮城県の決定分)

188世帯 578名  
(内、町外での罹災者27世帯80名)

\*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449

## 義援金寄附金の募集

七ヶ浜町では、一日も早い復興を目指し、義援金、一般寄附金を募集いたします。

なお、七ヶ浜町役場を名乗り「義援金を××口座に振り込んでほしい」など、詐欺と思われる電話があったとの情報提供がありました。義援金口座を再確認していただくなど、十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

● 義援金(1月31日現在 1268件)

109,334,610円  
内配分済額(1月31日現在)

106,473,000円  
配分後義援金額

● 一般寄附金(復興支援)

(1月31日現在 448件)  
310,948,037円

## 義援金

災害による被災者に向けた義援金となります。義援金配分委員会を立ち上げて、被災者の被災状況などにより分配するものです。したがって、全て被災者へ配分されるものとなり、被災者への支援となります。左記のいずれかの専用口座に直接、振込等により入金してください。

(1) ● 銀行支店名  
七十七銀行七ヶ浜支店

● 口座種別及び番号  
普通預金 90000887

● 口座名義  
七ヶ浜町会計管理者 阿部真也

(2) ● 銀行名  
ゆうちょ銀行

● 口座記号番号  
02200・6・123番

● 口座名義  
七ヶ浜町災害義援金

## 一般寄附金(復興支援)

町の一般財源として様々な行政活動の財源として活用できるものです。したがって、損壊した公共施設(学校、体育館、町道など)の修繕や復興に向けた行政活動に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。七ヶ浜町財政課財務係メールアドレス: zaisai@shichi.gahama.com までお問い合わせください。

## ふるさと納税寄附金 (七ヶ浜町への寄附)

町の一般財源として様々な町政運営の財源として活用できるものです。したがって、教育・福祉・防災、減災・地域活性化・環境対策などまちづくりを進める町政運営に充てることに

## 東日本大震災追悼式のご案内

東日本大震災より3年が過ぎようとしております。お亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、そのご家族の皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

この度、大震災によりお亡くなりになりました皆様を追悼するため、次のとおり追悼式を行います。

● とき 平成26年3月11日(火)

● 午後2時45分から

● ところ 七ヶ浜国際村ホール

● 追悼の対象となる方々

- ・町内外で被災し亡くなられた町民の方
- ・町内で被災し亡くなられた町民以外の方
- ・行方不明者の方



ご参列いただく方々には、別途、ご案内申し上げます。

お問い合わせは、総務課まで

☎7436

なり、地方公共団体に対する支援となります。

●手続き 寄附申込書を郵送、FAX、メール等により財政課「ふるさと納税」担当宛に送付

●お問い合わせは、財政課財政係まで ☎2115

### 七ヶ浜町被災事業者支援事業

東日本大震災により町内で被災した法人または個人の商工業者で、事業を町内で再開するために施設・設備の復旧費（50万円以上）に要した経費の一部を補助します。（ただし、国の被災者生活再建支援制度、東日本大震災災害義援金、宮城県の住宅の応急修理制度等の支援を受けている事業者は対象外となります）

●申込受付期間

平成26年3月28日（金）まで

（土・日・祝日・年末年始を除く）

●申請先

多賀城・七ヶ浜商工会

七ヶ浜事務所

●お問い合わせは、産業課まで

☎7443

### 被災者生活再建支援制度

●対象となる世帯

被災時に居住していた家屋が、り災証明書で「全壊」および「大規模半壊」と証明された世帯。または住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯。

●支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて

支給される基礎支援金と再建方法に応じて支給される加算支援金になります。（世帯人数が1人の場合には該当欄の金額の4分の3の額）

【基礎支援金の申請期間が延長されました】

●基礎支援金の申請期限

平成27年4月10日まで

【加算支援金の申請期間が4年間延長されました】

●加算支援金の申請期限

平成30年4月10日まで

※災害公営住宅で再建の場合は、加算支援金申請の対象外となります。

#### 【基礎支援金】

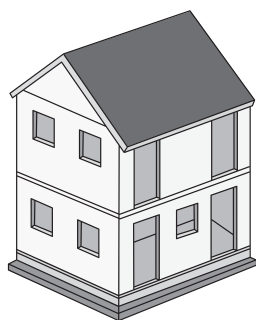
住宅の被害程度	全壊	解体	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	50万円

#### 【加算支援金】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※お問い合わせは、地域福祉課まで

☎7449



### 七ヶ浜町における放射線量等の調査状況

①空間放射線モニタリング状況  
(1)役場駐車場

測定月日	2月14日
天候	曇り
測定時間	午前8時00分
測定結果 地上1m	0.05
測定結果 地上0.5m	0.06

※平成23年6月30日から平成26年2月14日現在まで、計636回測定。  
②町立小中学校・保育所・私立幼稚園（校庭・園庭）  
●測定月日 2月13日（木）  
●天候 晴れ  
※平成23年6月30日から平成26年2月13日現在まで、計254回測定。  
③公園等  
公園等については、37か所測定。全て、毎時0.03〜0.10マイクロシーベルトの範囲。

詳細の測定箇所・測定数値については、環境生活課まで

	測定施設	測定時刻	測定場所	高さ1m	高さ0.5m
1	亦楽小学校	午前8時45分	校庭	0.04	0.04
2	松ヶ浜小学校	午前10時27分	校庭	0.05	0.05
3	汐見小学校	午後1時30分	校庭	0.04	0.05
4	七ヶ浜中学校	午前9時18分	校庭	0.04	0.05
5	向洋中学校	午前11時48分	校庭	0.04	0.04
6	遠山保育所	午後2時15分	園庭	0.03	0.03
7	和光幼稚園	午前9時40分	園庭	0.06	0.05
8	松ヶ浜幼稚園	午前11時5分	園庭	0.05	0.06
9	遠山幼稚園	午後1時5分	園庭	0.06	0.06
10	汐見台幼稚園	午後2時5分	園庭	0.06	0.06
11	第二柏幼稚園	午後2時32分	園庭	0.06	0.06

※最新の数値については、町ウェブサイトをご覧ください。

※お問い合わせは、環境生活課まで

☎7454

### 食品の放射能測定器を設置しています。

●対象者 七ヶ浜町民

●測定品目 自家消費するために栽培・採取したものに限り、販売品や販売目的のものは対象外です。

●測定の予約 予約制で、環境生活課に直接、または電話にて申し込み下さい。1回の申し込みにつき、1品目の測定になります。予約の測定が終了次第、次の予約を受付けます。

●測定料金 無料

※町が無料で実施する測定は簡易測定のため、あくまでも「参考値」です。

※測定結果はすべて公表させていただきます。（個人情報を除く）

※持ち込みの際は、材料は1センチ程度細かく刻んで500g以上で多めに準備下さい。

お問い合わせは、環境生活課まで

☎357-7454





## 3月の納税（納期限3月28日）

今月は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の第9期で、納期限は3月28日（金）です。

納期限まで納付されない場合、督促手数料および延滞金が加算されます。

\*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで  
☎7453

## 町税の納め忘れはありますか？

平成25年度町税の納期限が過ぎました。納付書をも一度確認し、お早めに納付してください。納期限が過ぎても一定期間を経過しても未納が続きますと、本税に加えて督促手数料と延滞金も納付していただくこととなりますのでご注意ください。

\*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで  
☎7453

## 所得申告（所得税確定申告・住民税申告）に算入できる町税等の確認のお知らせ

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除となり、固定資産税や軽自動車税は、事業用の経費（租税公課）になる場合があります。所得申告の際に、次の要領で所得控除や事業用所得の経費として算入する分の支払額を確認してください。

原則として、その年に支払った税金等が、所得控除や経費に算入できる場合があります。

本来なら平成24年以前に支払うべきものを、平成25年中に支払っている場合は、その分も算入できます。なお、平成25年中に支払うべきものを翌年以降に支払う場合は、支払いをした年分の申告時の算入となり、平成25年分への算入はできません。

\*お問い合わせは、税務課住民税係まで  
☎7452

## 事業主の皆様へ 平成25年度から特別徴収義務者の一斉指定を開始しました

町では、平成25年度から宮城県で定めたガイドラインに沿って給与所得者の特別徴収（給与天引き）を推進しています。

「特別徴収」とは、地方税法の規定により、給与支払者が「特別徴収義務



者」として市町村から指定を受け、従業員の方の住民税（個人の県民税および町民税）を毎月の給与から引き去り（天引き）により代わって納入していただくものです。

普通徴収（個人で納付）の納期が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため1回あたりの納付額が少なくなることや、従業員自らが金融機関等へ出向いて納税する手間が省かれるため、納税義務者の利便性が向上することなどがあげられます。

原則として、パートやアルバイトのように非正規雇用者であっても、不定期雇用でない限り特別徴収をさせていただきます。

具体的には、平成26年5月31日までに特別徴収義務者として指定させていただきます。別途、通知申し上げます。よろしくお願ひします。

\*お問い合わせは、税務課住民税係まで  
☎7452

## 町民税の申告はお済みですか？

町民税の申告は3月14日（金）まで済ませましょう。町ウェブサイトで広報しちがはま2月号・七ヶ浜ライフカレンダー2月、3月に地区割り申告日程が掲載されています。

給与収入（パートを含む）の場合は、源泉徴収票（原本）をお持ちください。営業や不動産等の事業所得の場合は、収支内訳書の作成が必要です。

申告をしないと、過料が科せられる場合があります（所得税の場合、期限後に申告すると本来の税金以外に計算税や延滞税も納めることとなります）。

\*お問い合わせは、税務課住民税係まで  
☎7452

## 暮らしの相談、お待ちしております

### 行政相談

行政（国・県・町）に関する相談

#### ●相談委員

星 初枝（菫） ☎2426  
瀬戸 源市（東） ☎8549

### 人権相談

人権問題に関する相談

#### ●相談委員

星 徳光（菫） 伊藤せい子（代）  
村上 妙子（境） 高原 重輝（汐）  
引地 淑子（花）  
仙台法務局塩釜支局 ☎2338

### 生活相談

生活上の心配事に関する相談

#### ●相談委員 各地区の民生委員

#### ※行政・人権・生活相談は次のとおり

とき 3月18日（火）  
午前10時～午後3時  
水道庁舎2階

### 無料法律相談（弁護士が相談に応じます）

とき 3月13日（木）

午後1時30分～4時30分（入30分）

ところ 役場1階相談室

※事前に予約が必要です（先着順）。

ご予約は総務課まで ☎7436

### 消費生活相談

消費生活や多重債務に関する相談

#### ●相談委員 村上 妙子（境）

とき 3月3日、6日、10日、13日、

17日、20日、24日、27日、31日、4月3

日、7日、10日午前9時～午後5時

ところ 役場相談室

お問い合わせは産業課まで ☎7443

### 身体障害者相談

障害の悩みや社会保障制度の相談

#### ●相談委員

鈴木 勲（菫） ☎2461  
川村 矩子（遠） ☎1394  
星 好男（東） ☎1394



年月日等、必要事項を記載してください。

※ただし、3月17日（期限後において個人町民税の納税通知書が送達される）ときまでに提出されたものを含む。すでに申告をされない場合は、個人町民税の住宅ローン控除が適用されませんのでご注意ください。また、必要事項の記載がない場合、個人町民税の住宅ローン控除が適用されません。忘れずに記載してください。

\*お問い合わせは、税務課住民税係まで ☎7452

### 年末調整で住宅ローン控除の適用を受けている方へ

七ヶ浜町への申告は不要です。ただし、個人町民税の住宅ローン控除の適用を受けるには、毎年1月頃に勤務先から配布される「給与所得の源泉徴収票」の（摘要）欄に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」が記載されている必要があります。所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった方で、（摘要）欄に記載がない場合は、勤務先の給与担当部署にご確認願います。

※必要事項の記載がない場合、個人町民税の住宅ローン控除が適用されません。必ず源泉徴収票をご確認ください。

\*お問い合わせは、税務課住民税係まで ☎7452

### 消費税・譲渡所得の申告は直接税務署で!!

平成25年分の消費税、譲渡所得（株式等・土地や建物の売却）、配当所得の申告は、平成26年3月までに行われる確定申告作成会場（マリンドリーム）で直接申告してください。（役場の申告会場では、受付できません。）ただし、平成25年中に地方公共団体等から土地の買い取りが行われた方については、役場の申告会場でも申告が可能です。

\*お問い合わせは、税務課住民税係まで ☎7452

### 東日本大震災に係る補助金等の交付を受けて取得した資産に係る固定資産税について

東日本大震災により被災した家屋や償却資産の復旧等に係る補助金又は交付金の対象となる事業者の方で、被災した資産の代替えとして新たに資産を取得または改良を行い、一定の要件を満たした場合、固定資産税等の減免を受けることができます。減免を受けるためには、税務課に申請書の提出が必要となります。

\*お問い合わせは、税務課固定資産税係まで ☎7451

### 「写真付き住基カード」を「住基カード」としてご存じですか？

正式名称を「住民基本台帳カード」といい、住所地の市区町村が希望者に交付しているICカードのことです。

種類は「写真付き住基カード」と「写真なし住基カード」の二種類があります。特に「写真付き住基カード」は、運転免許証などと同様に、公的な身分証明書として様々な場面でご利用できます。

### 「住基カード」を使った便利なサービス

「住基カード」で、ウェブサイトを利用して行政機関等への届出ができるオンラインサービスを利用することができます。

代表的なものでは、住基カード発行申し込みと同時に、公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受けると、自宅のパソコンなどからインターネットを通じて所得税の電子申告「e-Tax（イータックス）」をすることが出来ます。

なお、「写真付き住基カード」をご希望の方は申請時に縦45mm×横35mmの証明書用顔写真が1枚必要になります。

また、住基カードの発行には、申請から約2週間かかりますので、ご注意ください。

\*お問い合わせは、町民課戸籍住民係まで ☎7445



### 国民年金保険料学生納付特例の承認を受けた方へ

◆来年度も学生の場合について  
毎年度の申請手続きが必要です。

①申請書に記入された「在学予定期間」に基づき、毎年3月末頃にハガキ形式の申請書が郵送されますので、ご記入いただきご返送ください。（学生証のコピーは不要です）

②4月中旬になってもハガキ形式の申請書がお手元に届かない場合、学校が変わった場合、在学予定期間を延長された場合などは、学生証の写しを添えて、改めて申請手続きをお願いします。

### ◆追納（ついのう）制度について

①学生納付特例の承認を受けた期間が、10年以内であれば後から保険料を納付（追納）いただくことにより、将来受け取られる老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

②学生納付特例の承認を受けられた期間の翌年度から起算して、3年度目（承認を受けた期間が平成25年度の場合は平成28年度）以降に保険料を追納される場合には、承認を受けられた当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乘せられます。

③追納は古い月分から納付いただくこととなりますのでご注意ください。  
④追納をご希望される場合には、お申込みが必要です。年金事務所までご連絡ください。

\*お問い合わせは、仙台東年金事務所まで ☎6115



## 国民健康保険一部負担金免除のお知らせ

東日本大震災で被災された方の一部負担金の免除については、全額の財政支援がないと実施は難しかったため、国県等へ要望活動を行ってきたところで、このたび国保財政悪化のための国の財政支援の拡充措置があり、平成26年度はその一部で被災された低所得者の方の受診機会を確保し、健康不安をやわらげるため一部負担金免除を実施するための準備を進めております。

国保財政が厳しい中、全ての財源を使うことは難しく、対象者を絞らなければならぬ状況となりましたことをご理解いただきたいと思います。

### 【東日本大震災による被災区域（警戒区域以外）の住民】

#### 1 免除対象者

被災の状況が次の事項に該当する国民健康保険の非課税世帯（同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人）。

- ① 住家が全壊、大規模半壊若しくは全半壊に該当する者
- ② 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である者

#### 2 免除期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日（8月に所得区分の更新有）

#### 3 対象の医療費

・入院・外来・歯科等医療機関の窓口で支払う一部負担金

※ただし、次の場合の自己負担の免除については、対象から除か

- ・ 入院時の食事療養費及び生活療養費
- ・ 被保険者証を医療機関窓口で提示できなかった場合
- ・ 柔道整復師（接骨院・整骨院）、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術等

### 【免除証明書について】

過去に免除証明書の交付を受けた方で、今回の対象となる方には、3月下旬に免除証明書を送付致します。

七ヶ浜町に転入された方で過去に国保の免除証明書の交付を受けてなかった場合は申請が必要となりますので、「罹災証明書・平成25年度非課税証明書（世帯主と国保加入者全員分）等をご利用の上、お早めに町民課②番窓口で申請願います。

\*お問い合わせは、町民課国保年金係まで  
☎7446

## 国民健康保険の加入・喪失の手続きはお済ですか？

国民健康保険の加入日は、原則として職場の保険をやめた日や町外から転入した日等です。届け出が遅れても、保険料は加入月分から計算されることとなります。届け出に必要なものは左記のとおりとなります。

加入等届出は14日以内に役場町民課国保年金係で手続き願います。

- 国民健康保険に加入する場合
- ・ 職場の健康保険や国民健康保険組

合をやめた（扶養からはずれた）とき：資格喪失証明書・離職証明書（※1）・印鑑

- ・ 町外から転入してきたとき：転出証明書・印鑑
- ・ 生活保護を受けなくなったとき：保護廃止・停止通知書・印鑑
- ・ 子供が生まれたとき：母子手帳・印鑑

※1 資格喪失証明書は、やめた職場又は保険証を発行していたところで証明を受けてください。

※窓口に来る方の本人確認できるものも必要です。

### ■ 国民健康保険をやめる場合

- ・ 職場の健康保険や国民健康保険組合に加入したとき：加入した保険証又は資格取得証明書・保険証・印鑑
- ・ 町外に転出するとき：保険証・印鑑
- ・ 生活保護を受けたとき：保護決定通知書・保険証・印鑑
- ・ 死亡したとき：会葬御礼又は葬儀に係る領収書、通帳又は口座番号のわかるもの・保険証・印鑑

※届け出をされないと、そのまま保険料が請求されるばかりでなく、国保の保険証を使用した場合は、その医療費を返還していただくこととなります。

### ■ その他

- ・ 転居したとき：保険証・印鑑
- ・ 世帯主が変わったとき：保険証・印鑑
- ・ 氏名が変わったとき：保険証・印鑑

## 心に病をもつ人の家族会のご案内

ご家族の心の病で悩んでいませんか？

ご家族の皆さん、悩んでいるのは自分たちだけではありませんよ。

家族会では、心の病気等に関する勉強会や懇談などを行っています。

ご家族の癒しの場ともなっております。どなたでも参加できますので、是非ご来場ください。初めて参加の方は、事前にご連絡下さい。

● とき 平成26年3月27日（木）

● ところ 午後1時30分～午後3時  
七ヶ浜町役場 3階

● 内容 第2会議室  
勉強会

『ストレスとの付き合い方』懇談会  
ついて・・・

\*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで  
☎7448





お気軽にご参加ください！  
各地区介護予防教室

各地区の公民分館で、おおむね65歳以上の方が集まり、月1〜3回程度、約2時間「介護予防教室」を行っていただきます。玄米ニギニギダンベルなどを使った筋力トレーニングやレクダンスをみんんで楽しく行っています。皆さんぜひご参加ください。

●開催時間 午前10時から正午

※要害地区のみ午前9時45分から  
\*お問い合わせは、健康増進課内 地域包括支援センターまで ☎7447

湊浜仮設住宅	1日、8日、15日(土)	湊浜仮設住宅集会所
花菖蒲の会	12日、26日(水)	第1 スポーツ広場 仮設住宅集会所
みんなの運動教室	10日(月)	七中第2グラウンド 仮設住宅集会所

各地区介護予防教室 3月の日程(場所：各地区公民分館等)

湊)ひまわりの会	5日(水)	湊浜公民分館	要)さわやかにぎにぎクラブ	10日、24日(月) ※午前9時45分	要害公民分館
松)はまぎく会	6日(木)	松ヶ浜謡集会所	境)浜楽会	4日、18日、 25日(火)	境山公民分館
花)はなぶしまじやらいん会	13日、27日(木)	国際村セミナー室	遠)かぶとむしの会	14日、28日(金)	遠山・境山コミュニティセンター
吉)さくらの会	3日、17日(月)	吉田浜公民分館	汐)汐見台悠々クラブ	7日(金)	汐見台第2公民分館
代)元気よがさきの会	12日、26日(水)	中央公民館多目的室	汐南)しおさい南クラブ	7日(金)	汐見台南第1集会所
東)すこやか明神会	5日、19日(水)	東宮浜公民分館	亦)亦来会	6日(木)	亦楽公民分館

二種混合ワクチン(ジフテリア・破傷風)未接種の方へ

二種混合ワクチンは、ジフテリアと破傷風の2種類の感染症に対する免疫をつけるワクチンです。

乳幼児期に三種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風)予防接種でついた基礎免疫の低下を補い、有効性を持続させる為に予防接種法で定められています。

公費負担で接種できる期間は、11〜13歳未満までです。未接種の方は、早めの接種をお勧めします。

※書類がお手元でない方は、ご連絡下さい。

\*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで ☎7448

麻しん風しん混合ワクチン(MR)未接種の方へ

麻しん風しん混合ワクチン(MR)は、麻しんと風しんの2種類の感染症に対する免疫をつけるワクチンです。まだ接種をしていない方は、早めに接種を受けるようにして下さい。

1期接種

対象者 生後1歳から2歳に至るまでの方

接種期限 2歳のお誕生日の前日まで

2期接種

対象者 小学校就学前の方(幼稚園、保育所等の年長児の方)

接種期限 平成26年3月31日まで

\*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで ☎7448

生活保護の相談について

宮城県仙台保健福祉事務所の相談員が、役場にて相談をお受けします。

●相談日 毎月第2及び第4水曜日

午前10時〜午後3時

●ところ 地域福祉課窓口

※相談希望の方は、あらかじめ電話にてご連絡をお願いします。

\*お問い合わせは、地域福祉課まで ☎7449

上下水道使用開始は届け出を

震災により住宅をリフォームし、再び上下水道を使用できるようにになった時は、事前に届け出が必要ですが、届出を忘れてしまうと遡って上下水道使用料を納めていただく場合もありますので、事前に水道事業所まで連絡願います。

また、下水道施設に優しい使用方法にご協力願います。

●食器の汚れは紙などで拭き取り、油ものや食べ残しなどを下水道に流さない工夫をしましょう。

●洗剤は、使いすぎないようにしましょう。

●お風呂の残り湯は、洗濯などへ再利用しましょう。

●水道の蛇口は、こまめに閉めましょう。

●紙おむつ、衛生用品、水にとけないティッシュペーパー等は、もやせるゴミとして出しましょう。

※小さなことでも、多くの人が行うことで大きな効果につながります。

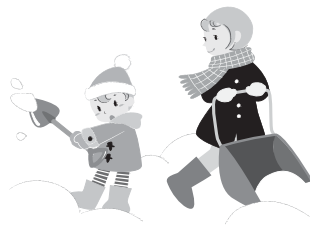
\*お問い合わせは、水道事業所まで

☎7456

## 水道を寒さから守りましょう

寒さは水道の大敵です。気温がマイナス4度以下になると、水道管や水道メーター、蛇口が凍って水が出なくなったり、破損したりする事故が多くなりますので十分に注意しましょう。また、積雪の時は、メーターボックスの位置が分からなくなりますので、除雪していただきまますようご協力お願いいたします。

\*お問い合わせは、水道事業所上水道係まで  
☎7456



## 住宅再建支援事業（二重ローン対策）のお知らせ

県では、東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、既存の住宅ローンに係る5年間の利子相当額（上限50万円）を補助します。

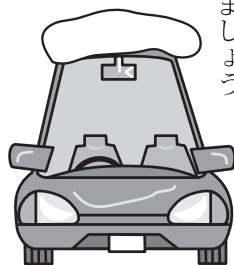
詳しくは、ウェブで宮城県住宅課を検索してください。

\*お問い合わせは、宮城県土木部住宅課まで  
☎3256  
メールアドレス  
juutakup@pref.miyagi.jp

## 町道の除雪・融雪作業にご協力ください

冬季間の交通安全確保のため除雪・融雪作業を実施します。除雪・融雪作業を円滑に行うために住民の皆様のご協力が必要です。次のことにご協力ください。

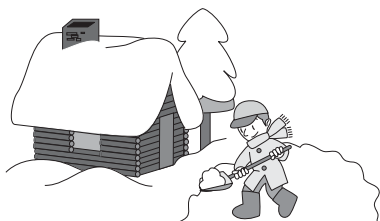
路上に車や物は絶対に置かない  
・路上駐車やのみ出し駐車、バイク、自転車の放置は除雪・融雪作業の妨げとなり、多くの方のご迷惑となりますので絶対にやめましょう。



敷地内から路上に雪をださない  
・自宅敷地内の雪を路上に雪だしすると、スリップ事故の原因になりますので敷地内で処理してください。

玄関先の雪は各自で  
・除雪作業により、玄関先が雪でふさがりご迷惑をおかけしますが、各自で除雪していただきますようご協力をお願いいたします。

\*お問い合わせは、建設課まで  
☎7441



## 子育て支援センターだより

### ◆えほんとなかよし◆

図書センターからの移動図書館。いろいろな絵本に触れ合う事ができますよ。

- とき 3月4日(火)  
午前10時30分～11時
- ところ 子育て支援センター

### ◆なかよしdayに参加しませんか◆

一時保育利用を考えている方が対象です。親子で来て一緒に遊みましょう。

- とき 3月6日、20日(木)  
午前10時～11時
- ところ 遠山保育所内かきのみ組
- 人数 1日5組(要予約)

### ◆あそぼ・あそぼ◆

今回は「お散歩にいこう」です。お散歩しながら春探しを楽しみましょう。

- とき 3月28日(金) 午前10時～
- ところ 子育て支援センター

### ◆みんなで遊べる「すまいる広場」◆

#### (子育て支援センター自由開放日)

子育て支援センターを開放します。お子さんと一緒に、自由に遊べる室内広場です。子育て中の方々同士の情報交換、仲間づくりの場にもなっています。また、保育士・保健師が子育ての相談に応じています。  
※平日午前9時から午後4時まで(土・日・祝休み)  
※都合により変更する場合があります。

#### 子育て支援センターの移設について

子育て支援センターは、2月より旧汐見保育所に移設しました。今後ともよろしく申し上げます。

- 移設場所 七ヶ浜町東宮浜字東兼田 35-10  
TEL/Fax 362-7731

お申し込み・お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎ 362-7731

## 七ヶ浜町住宅用太陽光発電システム設置補助金のお知らせ

七ヶ浜町では、環境に配慮したまちづくりの推進のため、住宅用太陽光発電システムを設置された方に対して、補助金を交付します。



- 補助対象設備
  - ①住宅の屋根等への設置に適した太陽電池による発電設備であること。
  - ②太陽電池の最大出力の合計値が10kw未満であること。
  - ③未使用品であること。
- 補助の対象になる要件（以下のすべてを満たすもの）
  - ①七ヶ浜町に住所を有する個人（予定の場合も含む）。
  - ②町税等について、申請者及び世帯員に未納がないこと。
  - ③自ら居住する住宅（店舗、事務所等兼用可）に太陽光発電システムを設置する個人。
- ④電力会社と低圧太陽光発電設備系統連係余剰電力売電契約を結ぶ方。（発電された余剰電力を電力会社に売電できるもの）

または、平成23年3月11日以降太陽光システムを設置契約した個人。

## ●補助金の額

- (1) 一般の方 1kwあたり3万円（上限9万円・千円未満切り捨て）
- (2) 震災被災者 1kwあたり6万円（上限18万円・千円未満切り捨て）

※震災被災者とは、東日本大震災で、自己所有の居住用家屋が「大規模半壊」以上と判定され、再建住宅に新たに太陽光発電施設を設置する方があります。

## ●申請の方法

環境生活課に補助金交付申請書を提出し、工事完了後、実績報告書を提出。

\*お問い合わせは、環境生活課まで

☎357-7454

## 文化財関係の確認を お願いします

町内で建物の新築や建替えなどを計画されている方は、予定地が埋蔵文化財（遺跡や貝塚など）、特別名勝松島の指定地内であるかどうかの確認が事前に必要となります。

予定地が指定地内の場合は、文化財関係の書類提出や事前調査などが必要になりますので、早めに歴史資料館へご確認ください。

\*お問い合わせは、歴史資料館まで

☎357-5567



## 平成二十五年度小・中学校 読書感想文

### 【特選作品】小学校の部

「おねえちゃんって、もうたいへん」  
を読んで  
亦楽小学校一年 佐藤 愛莉

「ヨーンの道」を読んで  
亦楽小学校四年 相澤 愛弥

「ゾウの森とポテトチップス」を読んで  
松ヶ浜小学校四年 伊丹 奎太

「みんなで跳んだ」を読んで  
松ヶ浜小学校五年 清水 なつみ

「家族の支え」  
汐見小学校四年 石川 悟

### 【特選作品】中学校の部

「夏の花」を読んで  
七ヶ浜中学校三年 堀井 里緒

「サマー・ランサー」を読んで  
七ヶ浜中学校三年 仁田 帆南

「レインツリーの国」を読んで  
向洋中学校一年 庄司 ゆりな

「鼻」を読んで  
向洋中学校三年 梅澤 里桜

\*お問い合わせは、中央公民館まで  
☎357-3302



## ご存知ですか？ 住所の各種届出には届出期間があります。

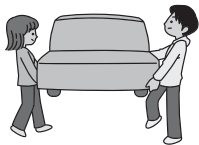
### 転出局

町外に住所を異動する場合にする届出で、届出期間は、転出予定日の14日前または、住み始めてから14日以内です。



### 転居届

町内で住所を異動する場合にする届出で、届出期間は、住み始めてから14日以内です。



### 転入届

町外から住所を異動する場合にする届出で、届出期間は、住み始めてから14日以内です。



いずれも正当な理由がなく、届出期間以内に届出をしない場合は、仙台簡易裁判所より、過料(5万円以下)に処せられる場合がありますのでご注意ください。

お問い合わせは、町民課 戸籍住民係まで ☎357-7445



## 畑中みゆき復興支援スキー スクールの開催について

塩竈市出身の元オリンピック選手、畑中みゆきさん自ら子ども達に指導する復興スキー教室を開催いたします。初めてスキーをする子も経験がある子も、リフトにのる事ができたり、先生方のジャンプやパフォーマンスを見られたり、雪遊びやスキーを始める良ききっかけになる企画です。多くの参加をお待ちしております。

- とき 3月22日(土) 日帰り
- ところ スプリングバレー 泉高原スキー場
- 対象 町内小学生3〜6年生男女(定員25名 先着順)
- 参加費 3500円(リフトチケット、スキー場利用、昼食代、レンタルスキー代含む)
- 申込先 生涯学習センター(中央公民館) 窓口

\*お問い合わせは、中央公民館まで  
☎33302

## 平成26年度一時保育(遠山保育所内かきのみ組)利用登録の申し込み受付

次のような時にご利用ください。3月1日より随時申請を受け付けします。

- ①私的理由によるとき: 育児疲れ、リフレッシュなど
- ②緊急で困ったとき: 入院・通院・介護・冠婚葬祭など
- ③週3日以内の仕事にいたるとき: パート・自営業の繁忙期など
- 対象児童1歳以上の就学前のお子さん
- 申込用紙・添付書類等は、子育て支援センターで配布しています。

\*年度ごとの申請となります。25年度および以前に登録している方も対象となります。  
\*お申し込み・お問い合わせは、子育て支援センターまで  
☎7731

## マリンバファンタジー 〜春を楽しむ木音たち〜

鮮やかに奏でられる七色の木音で、眠っていた木々や動物たちも踊りだす。七ヶ浜国際村から全国へ春の訪れを告げます。

- とき 3月23日(日)
- ところ 開場 13:30 開演 14:00  
七ヶ浜国際村ホール
- チケット 全席自由  
前売 1500円  
当日 1800円

- 主催 マリンバファンタジー  
七ヶ浜国際村事業協会
- 後援 社会福祉法人はらから  
福祉会 みお七ヶ浜  
常盤木学園高等学校 音楽科  
河北新報社

チケットは国際村事務室で絶賛発売中!  
\*お問い合わせは七ヶ浜国際村まで  
☎5931



## 「住まいまるごと応援フェア」を開催します

参加無料

皆様の住まいづくりを応援!  
住まいづくりに役立つ住宅補助制度や住宅ローンなど  
専門家によるセミナーを開催し個別相談を承ります。



### 住まいづくり応援セミナー

①午前10時30分〜 ②午後2時〜 (予約不要なのでお気軽にご参加ください!)



- 個人版私的整理ガイドラインについて
- 国・県の住宅再建補助について
- 災害復興住宅融資・住宅ローンについて
- 最新の住宅情報・すまい給付金について
- ★午前10時30分のセミナーにさとう宗幸さんが出演します!

### 住まいまるごと相談会

午前10時〜午後4時(事前お申込みの方が優先です!3月20日申込締切)

- ①家を建てるのに、どの支援(補助)があるのかな? (宮城復興局、宮城県、仙台市、多賀城市、七ヶ浜町等)
- ②被災した家の住宅ローンは減免できるのかな? (専門機関)
- ③どんな家があって、どれくらい資金が必要かな? (ハウスメーカー)
- ④どんな住宅ローンがあるのかな? 借りることできるのかな? (金融機関)

- とき: 3月21日(金) 午前10時〜午後4時
- ところ: ミヤギテレビオール電化住宅体験ミュージアム「エコノハ」  
三井アウトレット仙台港となり<仙台市宮城野区中野字出花123>

●当日は、伊達武将隊やかわいいキャラクター「だよん」がやってくる。(撮影会や握手会)  
●「ふわふわだよん」で遊ぼう♪(お子様向けエアトランポリン)  
●アンケートにご協力の方や、お子様向けにプレゼントがあります!

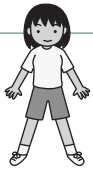


是非、ご家族で  
来場ください!

お問い合わせ・お申し込みは、東北財務局 金融調整官まで ☎263-1111(内3714)







# 健康カレンダー

※お子さんの健康診査・健康相談・予防接種を受ける際には、必ず母子健康手帳をご持参下さい。

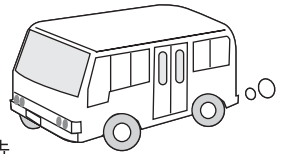


とき	行事名	ところ	受付時間	対象・内容
3/4	母子健康手帳交付及び妊婦相談	母子健康センター	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
12	2歳6か月児健康相談	〃	10:00～10:30	H23.9.1～10.31 出生児
13	3～4か月児健康審査	〃	12:15～12:30	H25.10.31～12.13 出生児
18	母子健康手帳交付及び妊婦相談	〃	13:30～14:30	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
19	3歳児健康診査	〃	12:15～12:30	H22.9.1～9.30 出生児
20	1歳6か月児健康診査	〃	12:15～12:30	H24.8.1～8.31 出生児
4/8	母子健康手帳交付及び妊婦相談	〃	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい

老人福祉センター

# 浜風

利用者  
バス送迎



開館時間 午前9時～午後4時

入浴時間 午前10時～午後2時30分

※土・日・祝日と休館日は入浴できません。

休館日 月曜日（祝日の場合は翌日休館）

持参する物 浴用タオル、昼食

◆バス時刻表（休館日を除く火～金に送迎を行います）

火曜日・木曜日		水曜日・金曜日	
9:29	代ヶ崎浜字影田	9:30	湊浜2丁目バス停
9:30	眼鏡橋バス停	9:32	松ヶ浜入口バス停
9:34	東宮浜公民分館	9:37	松ヶ浜小学校
9:37	要害バス停	9:45	花淵浜割山バス停
9:40	境山七ヶ浜造園前	9:53	七ヶ浜中学校仮設住宅前
9:42	遠山公民分館	*お問い合わせは、 老人福祉センター「浜風」まで ☎357-4976	
9:47	汐見台3丁目		
9:52	汐見台6丁目		

## 飼えなくなった犬や猫の引取り

●とき 3月13日（木）、27日（木）  
午前10時～正午

●ところ 塩釜保健所

●引取手数料

生後90日以内の犬・猫…1頭 400円

生後90日を超える犬・猫…1頭 2,000円

※お問い合わせは、塩釜保健所まで

☎ 363-5505

## 「七の市」を開催します。

新鮮な旬の食材を取り揃え、楽しいイベントと特設コーナーを設置し開催いたします。

●とき：3月30日（日） 午前8時～午前10時

●ところ：七ヶ浜町役場前駐車場



お問い合わせは、七の市開催実行委員会事務局まで 多賀城・七ヶ浜商工会 七ヶ浜事務所 ☎ 357-3912

## 休日の救急歯科 受付／午前9時～午後3時

3/2	かたおか歯科クリニック	利府町神谷沢字南沢1-1	☎ 255-2028
9	きくちデンタルクリニック	塩釜市庚塚30-82	☎ 361-3368
16	城南歯科クリニック	多賀城市城南1-19-22	☎ 389-2008
21	森の風歯科クリニック	多賀城市高崎3-11-22	☎ 309-1855
23	こぐえ歯科クリニック	塩釜市旭町18-11	☎ 365-3728
30	ささき歯科クリニック	多賀城市中央1-16-17	☎ 389-1777
4/6	ファミリア歯科	松島町高城字町147-6	☎ 355-6860

## 2月1日現在の人口（前月比） ※外国人含む

世帯数	6,450 ( 1)	転入	33
男	9,802 ( -4)	転出	47
女	9,898 (-24)	出生	6
計	19,700 (-28)	死亡	20

町の面積 13.27 km<sup>2</sup>

町木 クロマツ 町花 ハマギク

姉妹都市 アメリカ・マサチューセッツ州プリマス

友好の町 山形県朝日町

だ い ぎ が こ い

大木囲貝塚遺跡公園では、ヤマザクラやオオシマザクラ、カスミザクラ、エドヒガンなどの桜の開花に合わせて「大木囲貝塚桜紀行」を開催いたします。期間中、案内板の設置や桜地図の配布、桜見学会などを行います。特に貝塚の奥で咲くエドヒガン「だ い ぎ 桜」は必見です。貝塚内が桜で彩られるこの機会をお見逃しなく！



- と き 4月1日(火)～5月6日(火・休)  
※貝塚内は自由に見学できます
- ところ 大木囲貝塚遺跡公園  
(歴史資料館隣)  
※例年、見頃は4月中旬から下旬ですが、事前に開花状況をお問い合わせの上、お越しください。

桜見学会

野生種の桜の特徴を学びながら、貝塚内を散策します。

- と き 4月19日(土)、26日(土)  
午前10時～午前11時30分  
雨天中止、開花状況により開催日の変更の可能性あり
- 募集人数 20名(先着順) 参加無料  
※小学1～3年生は保護者同伴
- 募集受付 平成26年4月1日(火)～13日(日)  
午前9時～午後4時  
※当日、空きがあれば当日参加可能です  
申し込み方法：電話でお申込ください。  
※5月、6月には桜の塩漬け、サクランボジャム作りといったイベントを予定しています。

お問い合わせは・お申込みは、歴史資料館まで ☎365-5567 月曜休館



大木囲貝塚桜紀行 2014

暮らしとこころの相談会を開催します

こころの相談を含めた総合的な相談会を実施します。相談は無料で、弁護士、社会福祉士又は精神保健福祉士との個別面談です。お気軽にご相談ください。相談をご希望の方は事前に電話予約が必要です。当日空きがあれば当日相談も可能です。

- とき 3月8日(土)、3月23日(日) いずれも10時～16時
- ところ 法テラス東松島(東松島市矢本字大溜1-1 コミュニティセンター西側)
- 相談内容 借金、離婚、いじめ、生活困窮、家庭内暴力、解雇や賃金未払い、パワハラ、セクハラ、介護疲れ、人間関係、ストレス、過食・拒食など
- 予約 法テラス東松島(平日午前9時～午後5時)
- 主催 日本弁護士連合会・仙台弁護士会
- 共催 宮城県サポートセンター支援事務所、日本司法支援センター(法テラス)



お問い合わせは、法テラス東松島まで ☎050-3383-0009

住宅復興に関する個別相談は、随時受付しています

住宅の再建や防災集団移転促進事業など、住宅復興全般に関する個別相談は随時受付しています。お気軽にご相談ください。

- 日時 9時～17時(土日休日を除く)
- 場所 役場2階 震災復興推進課内(事前予約は不要です)
- 電話による相談も受付しています(☎357-7439 震災復興推進課)



環境に優しい大豆インキを使用しています